

いじめ防止等のための 基本方針



平成 26 年 5 月 30 日

静岡県立島田商業高等学校

(改定 令和 3 年 4 月)

目次

はじめに	1
第1章 いじめの現状と基本理念	2
1 いじめの現状	2
2 基本理念	2
第2章 基本的事項	3
1 いじめの定義	3
2 いじめの理解	3
3 いじめ防止等に関する基本的な考え方	3
第3章 組織の設置	4
1 いじめ防止対策委員会	4
2 いじめ防止対策委員会の開催	4
第4章 いじめの防止	4
第5章 いじめの早期発見	6
1 いじめの早期発見のための方策	6
2 情報共有のための体制の整備	6
3 実態把握のための体制・方策の改善	7
4 教職員の取組支援	7
第6章 いじめに対する措置	7
1 いじめの早期解消のための方策	8
2 いじめに対する指導措置	8
第7章 重大事態への対処	9
1 重大事態の定義	9
2 重大事態のケース	9
3 具体的な対応	10
第8章 検証と実施計画等の見直し	12

はじめに

平成 25 年 9 月に「いじめ防止対策推進法」が施行され、これに基づき「いじめの防止等のための基本的な方針」（国の基本方針）が策定された。

また、静岡県では平成 26 年 3 月に「静岡県いじめの防止等のための基本的な方針」を策定、平成 28 年 12 月には「静岡県子どもいじめ防止条例」を制定した。

これらを受けて、静岡県立島田商業高等学校(以下「当校」とする。)は、いじめ対策等のために「いじめ防止等のための基本方針」を定めた。

平成 29 年 3 月に国の「いじめ防止等のための基本的な方針」が、平成 30 年 3 月には「静岡県いじめの防止等のための基本的な方針」が改定されたことを受け、当校でもより実効性のある学校いじめ防止等のための基本方針とするべく改定を行った。

第1章 いじめの現状と基本理念

1 いじめの現状

いじめの認知件数は、年々増加しており、文部科学省の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によると、令和元年度の県内の学校におけるいじめ認知件数は14,345件で、平成28年度と比較して倍増しており、児童生徒1,000人あたりの認知件数は36.5件となっている。

また、全国では、深刻な事態が減少しているとは言えず、いじめに起因する問題が後を絶たないという状況である。

いじめの認知については、件数の多いことが学校や学級に問題があるという考え方をせず、いじめの認知こそが対策のスタートラインであると捉えることが肝要である。いじめの存在を把握しなければ対応へとつなぐことができないことから、できる限り初期の段階で認知し、対応するという姿勢を持つことが重要である。

2 基本理念

いじめ防止のための基本理念は、以下のとおりであり、この基本理念に基づき、いじめ防止等のための対策を推進する。

- ◆ 子どもが安心して生活できるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすること。
- ◆ 子どもが、自らを大切に思う気持ちや他者を思いやる心を育み、いじめの問題について理解を深めることにより、いじめの防止等に向けた主体的かつ自主的な取組ができるようになること。
- ◆ 県、国、市町、学校、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下、社会総がかりでいじめの問題を克服すること。

第2章 基本的事項

1 いじめの定義

「いじめ」とは「当校生徒に対して、当該生徒以外の当校の生徒等、当該生徒と一定の人的関係にある生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となっている生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。

ただし、ある行為がいじめに当たるかどうかの判断は、被害生徒の立場に立つことが必要であり、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生していることもある。いじめであるかを判断する際に、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、苦痛を表現できなかつたり、いじめと本人が気づいていなかったりする場合もあることから、被害生徒や周りの状況等をしっかりと確認すること、特定の教職員のみによることなく、いじめ防止対策委員会を適切に機能させ、情報を共有することによって複数の目で確認することが必要である。

2 いじめの理解

いじめとは、どの生徒にも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり、おもしろがったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

3 いじめ防止等に関する基本的な考え方

当校は、すべての生徒及び教職員・保護者が「いじめはどの学校でも、どのクラスでも、どの生徒にも起こりうる」という認識を持ち、いじめ防止等のための対策を以下の基本理念に基づいて定める。

- ① いじめは人権侵害・犯罪行為であり「いじめを絶対に許さない」学校をつくる。
- ② いじめられている生徒の立場に立ち、絶対に守り通す。
- ③ いじめる生徒に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- ④ 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力に努める。

第3章 組織の設置

当校は、いじめ防止等の対策のために、校内に専門の委員会を組織する。

1 いじめ防止対策委員会

委員長 校長

委員 副校長、教頭、生徒指導課長、学年主任
養護教諭、教育相談担当

なお、必要に応じて外部委員として行政等の関係機関の専門家に参加を要請する場合がある。

2 いじめ防止対策委員会の開催

いじめをできるだけ初期の段階で認知し、対応するため、いじめに関する事象が発見された場合は、すみやかに管理職に報告する。同様にすべてのいじめに関する事象について情報を得た教職員は、ただちに管理職に報告する。

管理職は、必要に応じていじめ防止対策委員会を開催し、学校として組織的に対応する。

第4章 いじめの防止

当校は、いじめ防止等の対策として道徳教育、人間関係づくり、保護者・外部機関との連携及び教職員の資質向上のための研修を行うとともに、いじめ防止対策の研修、学校評価等による取組の改善を行う。また、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、生徒の自主的ないじめ防止活動を推進する。

- ① 学校いじめ防止基本方針を策定することで、教職員がいじめを個人で抱え込まず、組織として一貫した対応をすることにつながる。また、いじめ発生時における学校の対応を示すことで、生徒や保護者に対して学校生活を送る上での安心感を与え、加害行為の抑止につながる。また、基本方針の内容はホームページ等で公表するとともに、必ず入学時、各年度の開始時に、生徒、保護者、関係機関等に説明する。
- ② 生徒が学級活動や生徒会活動等において、自主的にいじめ問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組む場を設定する。
- ③ 社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育み、互いの個性を認め、心の通う人間関係づくり、コミュニケーション能力の基礎や人権感覚を養うため、教育活動全体を通じて道徳教育等の充実を図る。
- ④ 学校生活での悩みの軽減や解消のために、教育相談の体制を整えるとともに、必要に応じて、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等に協力を求める。
- ⑤ 教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように細心の注意を払う。
- ⑥ 教職員研修の充実、いじめ相談体制の整備、相談窓口の周知徹底を行う。
- ⑦ 保護者や地域に対して、生徒の様子に目を配り、いじめに関する情報を得た場合には、直ちに学校に相談するよう啓発する。
- ⑧ 特に配慮が必要な生徒については、日常的に、その生徒の特性を踏まえた適切な支援及び指導を組織的に行う。例えば、発達障害を含む障害のある生徒、外国につながる生徒、性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒、東日本大震災で被災した生徒や原子力発電所事故により避難している生徒、新型コロナウイルス感染症に感染または濃厚接触者となった生徒、感染拡大に伴う不安やストレスを抱える生徒及び保護者の経済状況により家庭環境に変化が生じた生徒などが考えられる。
- ⑨ 小中学校や行政等の関係機関と定期的な情報交換を行い、恒常的な連携を深める。
- ⑩ いじめの防止等のための取組に係る達成目標を設定し、学校評価において目

標の達成状況を評価する。

第5章 いじめの早期発見

1 いじめの早期発見のための方策

いじめは、教職員・保護者の目の届きにくいところで発生する傾向にあり、学校・家庭・関係機関が全力で実態把握に努め、下記について実践する。

- ① 定期的なアンケート調査や個別面談等を通して、生徒の声に耳を傾ける。
- ② 保健室健康チェック等を通して、生徒の身体の状態に加え、ストレスの状況を確認するなど、生徒の心の状態の把握に努める。
- ③ 保護者会や地区会等の機会に、また必要に応じて手紙や通信物、電話、家庭訪問などを通して、保護者と情報を共有する。
- ④ 小中学校や行政等の関係機関と日常的に連携し、情報交換を行う。

2 情報共有のための体制の整備

(1) 緊急窓口の整備

教職員がいじめを発見又は相談を受けた場合は、特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込み、いじめ防止対策委員会に報告を怠ることがないように、いじめ防止対策委員会の相談窓口を管理職（副校長、教頭）とする。いじめを発見または相談を受けた教職員は速やかに報告し、学校の組織的対応につなげる。

(2) 教育相談体制の整備充実

教育相談・特別支援教育推進委員会及び保健室の相談体制を整備し、教育相談担当及び養護教諭等から情報提供があった場合は、いじめ防止対策委員会を中心に実態掌握に努める。

(3) スクールカウンセラー等への支援要請

必要に応じて、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等に協力を求め、解決困難な問題への助言・支援をしてもらう。

3 実態把握のための体制・方策の改善

いじめ防止対策委員会は、いじめの実態把握やそのための体制や方策に資するアンケート調査を適切な時期に実施し、改善に努める。

4 教職員の取組支援

(1) いじめ対策に関する指導資料の活用

いじめ防止対策委員会は、いじめ防止・解決にかかわる資料を集め活用方法を教職員に広く紹介する。

(2) 教職員研修の実施

いじめ防止対策委員会は、未然防止、早期発見及び事案対処の行動計画となるよう、事例をもとに事案対処に関する教職員の資質能力向上を図る。

(3) インターネットを通じて行われるいじめの防止

いじめ防止対策委員会は生徒指導課が主管する携帯・インターネット問題の講習会等を通じて、情報モラルに関する指導法の充実・改善に努める。

第6章 いじめに対する措置

当校は、いじめに対する措置として下記の対応措置を行う。

いじめ防止対策委員会では、生徒からの聴取、聴取後の対応、保護者対策等を行い、事実を時系列で整理・記録し、対応方針の確認を行う。

なお、委員長は県教育委員会高校教育課へ状況を随時伝え、連携して対応を図り、報告書の提出を行う。

いじめ事象のレベルに応じて、対応方針及び対応措置をいじめ防止対策委員会で決定するが、警察と連携が必要な事案に関しては、いじめ事象のレベルにかかわらず警察への相談や通報を行う。また、通報時には被害者・被害者の保護者の意向(警察への相談・通報・被害届の提出等)をよく聞き、適切に対応する。

指導後、改善が見られた場合、校内での対応を継続して見守り、再発防止についての取組(継続的な観察・指導、保護者との連携・行政等関係機関との連携等)を行う。

1 いじめの早期解消のための方策

いじめが生じた時には、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、いじめの解消を目指す。「解消している」状態とは、①いじめに係る行為が少なくとも3か月を目安として止んでおり、②いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないことの2点が満たされている状態をいう。また、いじめが「解消している」状態に至っても、再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察していく。

- ① いじめられている生徒や保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- ② いじめ問題を担任等が抱え込むことのないように、学校全体で組織的に対応する。
- ③ 校長は事実に基づき、生徒や保護者に説明責任を果たす。
- ④ いじめる生徒には、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせる。
- ⑤ 法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談して協力を求める。
- ⑥ いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡を行う。
- ⑦ 必要に応じて行政機関の協力を求める等、日常的に情報共有を行う。

2 いじめに対する指導措置

いじめの通報を受けたり、生徒がいじめを受けていると思われたりするとき、教職員は速やかに管理職に報告し、学校の組織的対応につなげる。また、いじめが確認された場合には、県教育委員会に報告する。

いじめが確認された場合は、いじめをやめさせ、再発防止のため、組織を活用し、必要に応じて、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクール

ソーシャルワーカー等の協力を得て、いじめを受けた生徒とその保護者に対する支援、いじめを行った生徒とその保護者に対する指導、助言を継続的に行う。

必要に応じて、いじめを行った生徒を、いじめを受けた生徒が使用する教室以外の場所で学習を行わせる等、いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるようにする。

いじめを受けた生徒の保護者と、いじめを行った生徒の保護者との間で争いが起きることのないよう、保護者と情報を共有するなど必要な措置をとる。

校長及び教員は、いじめを行った生徒に対して、教育上必要があると認めるときは、人格の成長を促すため、適切に、懲戒を加えることができる。

第7章 重大事態への対処

いじめの中には、生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるような重大事態が含まれる。これら重大事態に対しては、重篤な内容であることから、十分に注意して適切に対処する必要がある。「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(平成29年3月文部科学省)」を踏まえ、適切に対処する。

1 重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第28条に基づき定義する。

2 重大事態のケース

- ①いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ②いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間（年間30日以上を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ③生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大な事態と

はいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言することはしない。

3 具体的な対応

発生事案について、いじめ防止対策委員会において重大事態と判断した場合は、県教育委員会に報告するとともに、全教職員の共通認識のもと、いじめられた生徒を守ることを最優先としながら、適切な対処や調査を迅速に行う。

(1) 問題解決への対応

- ア 情報の収集と事実の整理・記録（情報集約及び記録担当者の特定）
- イ 重大事態対応専門チーム編成
- ウ 関係保護者、教育委員会及び警察等関係機関との連携
- エ P T A 役員及び同窓会等との連携
- オ 関係生徒への指導
- カ 関係保護者への対応 キ 全校生徒への指導

(2) 説明責任の実行

- ア いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報の提供
- イ 全校保護者への対応
- ウ マスコミへの対応

(3) 再発防止への取組

- ア 教育委員会との連携のもとでの外部有識者の招聘
- イ 問題の背景・課題の整理、教訓化
- ウ 取組の見直し、改善策の検討・策定
- エ 改善策の実施

(4) 重大事態対応フロー図

重大事態対応フロー図

■いじめの疑いに関する情報

いじめ防止対策委員会において、いじめの疑いに関する情報の収集、記録共有及びいじめの事実の確認を行い、結果を県教育委員会に報告

■重大事態の発生

重大事態の発生を、県教育委員会に報告

重大事態とは…

- ① 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い
- ② 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い

■調査

【学校が調査主体の場合】

県教育委員会の指導、助言のもと、以下のような対応に当たる

- 校内に重大事態対応専門チームを編成する
- 専門チームで事実関係を明確にするための調査を実施
- いじめを受けた生徒及びその保護者に対して適切に情報提供
- 調査結果を県教育委員会に報告
- 調査結果を踏まえた必要な措置

【県教育委員会が調査主体の場合】

- 県教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査に協力

第8章 検証と実施計画等の見直し

取組の検証を行い、それに基づき実施計画等の見直しについて適宜実施する。

- ① いじめ防止対策委員会において、各学期末にいじめの防止等に係る振り返りを行い、その結果に基づき、実施計画の修正を行う。
- ② いじめ防止対策委員会において、各種アンケート、いじめの認知件数、及びいじめの解決件数、並びに不登校生徒数など、いじめ防止等に係る具体的な数値を基に、年度間の取組を検証し、次年度の年間計画を策定する。
- ③ 学校評価における目標の達成状況の評価に基づき、次年度の目標を設定する。